

令和元年度 第4回清里区地域協議会次第

日 時：令和元年6月24日(月) 午後3時から

場 所：清里区総合事務所3階 第3会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報 告

(1) 総務・地域振興グループ報告事項

- ・清里区総合事務所の時間外受付の見直しについて . . . 資料 1-1、1-2
- ・上越市消防団再編計画について . . . 資料 2-1、2-2、2-3、2-4
- ・市が所有する温浴・宿泊施設の有効活用に関する
サウンディング型市場調査の実施について . . . 資料 5

(2) ガス水道局報告事項

- ・ガス水道局南部営業所及び中郷区営業所の移転・統合について . . . 資料 3

5 協 議

(1) 地域活動支援事業の採択事業の内容変更について

- ・白看板城址駐車場・崖安全性向上事業 . . . 資料 4

(2) 自主的審議事項「空き家対策」について

- ・今後の取組方向について

6 その他

(1) 令和元年度第5回清里区地域協議会の開催について

- ・日時：令和元年9月下旬
- ・会場：清里区総合事務所3階 第3会議室

(2) 令和元年度清里区地域協議会視察研修について

- ・日 時：令和元年7月26日(金) 10:30～
- ・視察先：木島平村

7 閉 会

総合事務所の時間外受付の見直し(案)について

上越市自治・市民環境部 自治・地域振興課

1 見直しの経緯

- 現在、平日の職員退庁後と土日・祝日の休日においては、市民の利便性の向上を図るため、木田庁舎及び各区総合事務所では、一部の窓口業務を実施しています。
- 主な業務は、出生届、婚姻届、離婚届、死亡届等の「戸籍届の受付」、住民票の写し及び印鑑登録証明書の「時間外交付サービス」です。
- 平成 30 年度に約 1,400 の事業を対象として、事務事業の必要性や効率性等を検証する事務事業評価を行う中で、総合事務所の時間外受付における「戸籍届の受付」及び「時間外交付サービス」の実績を調査したところ、いずれの件数も少ない状況にあることが分かりました。
- このような状況から、全ての総合事務所で一律に時間外受付を開設する必要があるかという観点に立って、時間外受付体制を見直すこととしました。

2 見直しの概要

(1) 時間外受付を開設する総合事務所

- 現在、見直しの案として、総合事務所が所管する地域の地理的なまとまりの中で、戸籍届等の時間外受付の実績を考慮して、浦川原区、柿崎区、板倉区の総合事務所では、時間外受付を開設するものとします。
- 上記以外の 10 区(安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区)の総合事務所では、平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分、また、土日・祝日は全日の時間外受付を開設しないものとします。

(2) 戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、これまでどおり、市民の皆さんがお住いの区にかかわらず、木田庁舎または時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所のどの時間外受付でも手続きすることができます。

(3) 平日夜間等の総合事務所への電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合には、木田庁舎や時間外受付を継続する予定の総合事務所に電話が転送されるように設定し、転送先の当直が対応します。

<電話転送案>

○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎へ転送
○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所へ転送
○大瀨区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所へ転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所へ転送

(4) 防災行政無線について

- 災害時における避難情報の発令等の放送については、これまでどおり職員が対応します。
- 火災の発生・鎮火、停電に関する放送は、消防団の出動命令については、消防団メールにより団員へ出動命令を発出し、参集対応を図っていること等を踏まえ、原則、行いません。
※火災で大規模な延焼のおそれがある場合や、大規模かつ長時間の停電が生じた場合は、この原則によらず対応を図ります。
- 火災や停電情報を得るための方法については、具体的に別途、お知らせします。
- 市が配信している「安全メール」に登録いただくことで、災害や犯罪、交通事故などに関する情報を携帯電話やパソコンのメールで受け取り、文字情報として確認することができます。

(参考)「安全メール」でお知らせする内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯情報（不審者情報・事件情報）② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）昼夜を問わず配信④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報など） |
|--|

(参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおり 8 時 30 分から 22 時までご利用いただけます。

3 今後の予定

- 見直し案による対応方法について検討や準備を進め、早ければ令和 2 年 4 月から見直した内容で実施したいと考えています。

令和元年 6 月 24 日 (月)

時間外受付説明会資料

総合事務所時間外受付に関する清里区の状況

1 戸籍届受付状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
死亡届	14	13	10
出生届	1	1	1
婚姻届	3	1	0

2 証明書交付状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
住民票・印鑑証明	7	2	14

3 電話対応状況 (平成 30 年度)

		昼間 (8:30~17:15)	夜間 (17:15~翌 8:30)	合計
合 計	平日	33	—	33
	休日	3	33	36
	合計	36	33	69
月平均	平日	2.8	—	2.8
	休日	0.3	2.8	3.0
	合計	3.0	2.8	5.8

※火災やクマ目撃の通報など宿日直日誌に記録が残っているものを集計。

4 火災発生状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
年間発生件数	0	0	0
うち時間外 (平日の 17:15~翌 8:30 休日の全部)	0	0	0

※発生時と鎮火時に防災行政無線で放送。

5 時間外受付関連経費 (令和元年度契約額)

内 容	金 額
時間外受付業務委託	約 1,098 万円
機械警備業務委託	約 39 万円
行政事務嘱託員報酬	約 14 万円
合 計	約 1,151 万円

ヒアリング・アンケート結果（概要）

【上越市消防団の主な課題】

- ①8 割の消防団員が、団員確保が困難と感じている
- ②全ての消防部が、消防行事や訓練に負担を感じ、見直しが必要と考えている
- ③5 割の消防団員が、現行体制での活動継続は困難(統合・再編が必要)と考えている

○ヒアリング結果

【消防団の主な意見】

- ・ 管轄範囲外に勤務・居住しているため、初期消火の駆けつけに間に合わない
- ・ 交代勤務に従事する団員が増えることによって、平時の活動への参加が難しくなっている
- ・ 通常夜警については、定められた 2 時間の見回り時間を持て余すことが多い
- ・ 全般的に行事・研修・訓練のスケジュールが過密で対応に苦慮している。また、儀礼的な活動への出席を疑問視する声が多い
- ・ ポンプ操法競技会のための訓練・準備は、朝練・夜練・休日練に時間がとられ、日常生活の大きな負担になっている
- ・ 団員の募集は、困難。どこに対象者がいるかの情報取得の場が減っている。町内会の協力が得られているところ、得られていないところがある
- ・ 団員確保は、団員候補の本人よりも家族の反対があり、入団にいたらない

<その他の意見>

- ・ 勤務中、携帯電話を所持することが禁止されており、火災の発生に気付くことができない。また、火災の発生に気付いても出動できない場合がある
- ・ 管轄範囲内に川や池がある分団及び消防部は、水防団としての活動も多い
- ・ 自主防災組織に対する指導、協力、支援の業務は、継続的に取り組んでいる消防部もあれば、依頼があったときに取り組む、また、取り組んでいない消防部もあり、活動に差がある
- ・ 消防部に積載車が 2 台配備されているが、消防団員が減少したため 1 台はほとんど使用していない。消防車の維持管理が大変であるため、1 台体制にしてほしい

【町内会の主な意見】

- ・ 消防団との付き合いは殆どない。消防団の関わりは、町内会によって濃淡がある
- ・ 消防団の活動内容が分からない。自分の町内の消防部も知らない
- ・ 消防団員の負担軽減が必要ではないか
- ・ 消防団員が一人もいない町内会があり、多く出している町内会は不公平と感じている

<その他の意見>

- ・ 昔は自営業や農業を行っている団員が多かったが、今は少なく団員減少の要因となっている
- ・ 消防器具置場や消火栓周辺の除雪は、町内会で行っている
- ・ 消防器具置場や資機材は、現状の数を残すべきである
- ・ 地域の防災力を高めるためには、自主防災組織の取組を強化することが重要となる

○アンケート結果

1) 消防団員の「居住地」：2 割の消防団員が管轄区域外に住んでいる

- ・ 管轄区域内に居住 …83%
- ・ 管轄区域外の市内に居住 …15%
- ・ 市外に居住 … 2%

2) 消防団員の「勤務形態」：8 割の消防団員が日勤

- ・ 日勤 …77%
- ・ 交代勤務（夜勤、2 交代、3 交代、その他の勤務形態） …21%
- ・ 無職 … 1%
- ・ 無回答 … 1%

3) 消防団員の「勤務地」：7 割の消防団員が管轄区域外の職場に勤務している

- ・ 職場は管轄区域内 …24%
- ・ 職場は管轄区域外 …63%
- ・ 職場は市外 …11%
- ・ 無回答 … 2%

4) 消防団員の「勤務中の火災発生覚知」：2 割の消防団員が勤務中に火災発生を知ることができない

- ・ 工作中的火災発生連絡可能 …76%
- ・ 工作中的火災発生連絡不可 …23%
- ・ 無回答 … 1%

5) 消防団員の「勤務中の出動」：6 割の消防団員が勤務中の火災現場への出動が難しい

- ・ 特別休暇や職務免除等で、出動が認められている …29%
- ・ 年次有給休暇で、出動が認められている … 9%
- ・ 勤務状況に応じて、認められるときと、認められないときがある …41%
- ・ 原則、勤務中には出動できない …21%

6) 勤務地から消防器具置場までの移動時間：勤務中の早期参集が難しい

- ・ 職場から消防器具置場まで 5 分以内に到着することができる団員 …10%
- ・ 職場から消防器具置場まで 30 分以内に到着することができる団員 …52%
- ・ 職場から消防器具置場まで 30 分以上かかる団員 …38%

※集計上の仮定：「5 分以内に到着が可能」 …初期消火が可能
「30 分以内に到着が可能」 …後方支援が可能
「30 分以上かかる」 …残火処理を行う

裏面に続きます

7) 消防団活動における行事・研修（複数選択可）：ポンプ操法競技会、上越消防大会は必要がないと

思う団員が多い

① 各方面隊のポンプ操法競技会	1,135/総数 3,452
② 上越消防大会(7月)	1,032/総数 3,452
③ 全体出初式(1月・市)	988/総数 3,452
④ 上越市消防点検(6月)	938/総数 3,452
⑤ 出初式(1月・各方面隊)	934/総数 3,452
⑥ 辞令交付式(4月)	917/総数 3,452
⑦ 各方面隊の連合演習(5～6月)	902/総数 3,452
⑧ 分団演習(9～11月)	784/総数 3,452
⑨ 総合研修(4月・部長、班長、ラッパ隊、ボート隊)	690/総数 3,452
⑩ 水防訓練(5月)	670/総数 3,452
⑪ 校外講習(4月・ポンプ操法研修)	600/総数 3,452
⑫ 幹部研修(4月)	497/総数 3,452
⑬ 火災後や火災予防運動等の特別夜警	332/総数 3,452
⑭ 新入団員研修(4月)	302/総数 3,452
⑮ 通常夜警(月2回)	285/総数 3,452

8) 消防団活動における訓練（複数選択可）：部隊訓練、人員姿勢服装の点検、小隊編成訓練は必要ない

と思う団員が多い

① 部隊訓練	1,890/総数 3,452
② 人員姿勢服装の点検	1,414/総数 3,452
③ 小隊編成訓練	1,345/総数 3,452
④ 各個訓練	729/総数 3,452
⑤ ポンプ操法訓練	660/総数 3,452
⑥ 駆けつけ放水訓練	380/総数 3,452

9) 通常夜警の参加頻度：月2回の通常夜警に参加している団員は約2割

・毎月2回	…21%
・毎月1回	…19%
・2か月に1回	…18%
・3,4か月に1回	…19%
・ほとんど参加しない	…10%
・無回答	…13%

10) 夜警の所要時間：夜警の巡回時間は30分から1時間が多い

・所要時間30分	…49%
・所要時間1時間	…33%
・所要時間1時間半	…3%
・所要時間2時間以上	…2%
・無回答	…13%

11) 管轄内の団員候補：管轄地域に団員候補の若者がいない、ほとんどいない地域が6割

・候補の若者がいる	…20%
・候補の若者がほとんどいない	…47%
・候補の若者が全くいない	…10%
・候補の若者がいるかどうか不明	…22%
・無回答	…1%

12) 再入団経験の有無：再入団者は全体の1割

・再入団ではない	…91%
・再入団である	…8%
・無回答	…1%

12-付) 再入団の年齢：再入団者は31～40歳の年齢層が一番多い

・20歳以下	…2人
・21～30歳	…66人
・31～40歳	…94人
・41～50歳	…78人
・51～60歳	…70人
・61～75歳	…35人

13) 団員確保が困難な理由（複数選択可）：人材がいないだけでなく、地域住民に活動が理解されないことが主な要因

① 活動を担う人材がいない	1,963/総数 3,452
② 活動が誤解/理解されない	1,084/総数 3,452
③ 親世代の嫌悪がある	995/総数 3,452
④ 「地域を自分たちで守る」気概が伝わらない	884/総数 3,452
⑤ 配偶者の嫌悪がある	681/総数 3,452
⑥ 活動そのものに問題あり	586/総数 3,452
⑦ 活動そのものが知られていない	277/総数 3,452
⑧ 団員確保は困難でない	181/総数 3,452

14) 消防部の見直しの必要性：5割の団員が統合・再編の見直しが必要と考えている

① 統合・再編は必要である	…48%
② わからない	…31%
③ 統合・再編は必要ない	…20%
④ 無回答	…1%

上越市消防団適正配置検討委員会提言（骨子）

提言の趣旨

- ◎ 地域消防力を維持するためには、上越市の実情を踏まえ「将来を見据えて消防団の役割を果たせる体制を確保する」ための対応策を講ずる必要がある

1 上越市の実情を踏まえた対応策

(1) 組織体制の見直し

■ 消防団の再編成

○消防団の業務を果たすには、将来的にも団員確保が困難な状況が続くことを見据え、今後、消防団の機能を維持していくため、常備消防との連携強化を図るとともに、市街地や中山間地域等の地域特性、町内会や地域自治区等などの地縁を鑑み、方面隊や分団を単位として集約を進めていくことが望ましい。

- ・地域の実態に応じた消防部の編成見直しや消防器具置場の配置見直しについては、消防団において積極的に検討し、町内会等に理解を得たうえで、早期に取り組むべきである。
- ・活動拠点への集約の過程において、市及び消防団は、消防部統合の目安とする消防団員の人数や、消防車両・消防資機材の配備に関するルール作りを行う必要がある。
- ・再編成に当たっては、管轄地域の町内会に対し、再編成の目的や手順についての理解と協力を得ながら進めていく必要がある。
- ・消火活動については、常備消防が迅速な初動体制を整えている中であって、消防団員が火災現場へ早期に参集することが困難な状況になってきていることを踏まえ、消防団が担う主な役割としては、①初期対応（水利確保、避難・交通誘導）、②消火対応（送水、放水）、③残火処理（警戒）など、常備消防を後方支援する体制を確保していくことが大切である。
- ・消防団の機能を維持するため、日中の消火活動を行う市役所及び事務所消防隊や、火災予防活動を行う女性団員など、一部の消防団業務に限定した団員の活用が有効である。

■ 消防器具置場や消防資機材等の整理

○消防器具置場や消防車両・消防資機材の老朽化が進む中、これらの整備・更新に当たっては、方面隊や分団単位で活動拠点を決定した上で、消防器具置場の整備や消防車両・消防資機材の更新を計画的に進めていくことが望ましい。

- ・消防団が活動拠点とした消防器具置場の整備に当たっては、既存の公共施設や町内会館の利活用を含め、効率的な使用方法を検討する。
- ・消防団が不要とした消防器具置場や可搬ポンプ等（消防車両を除く）は、地域のコミュニティや防災力を高める有効な使用方法を検討する。
- ・自主防災組織や町内会が可搬ポンプを使用する場合は、定期的に消防訓練を行うなど、安全性を確保することが必要である。
- ・消防車両等の更新や配備に当たっては、各消防部の使用状況に応じて、統合等で不要となった消防車両等を更新が必要な消防部へ移管するなど、地域に必要な消防力を考慮しながら、効率的に実施していく必要がある。

左記趣旨に基づき、「組織体制の見直し」と「消防団員の確保」の2つを対応策の柱として、消防団の再編成、消防資機材等の更新、訓練や行事等の見直し、関係団体との連携・協力の取組を進めていくことが有効である。

(2) 消防団員の確保

■ 訓練や行事の見直し

○消防団員の負担軽減を図るとともに、団員の安全と消防技術を高められるよう各種訓練や行事を見直す必要がある。（実施時期や内容の変更、廃止、訓練の充実など）

- ・消防団員から儀礼的な活動や競技化した訓練の必要性を疑問視する声や、過密するスケジュールの見直しを求める声が多くあったことから、見直しを検討する必要がある。
- ・各方面隊の行事や訓練は、市町村合併前から続く各方面隊の訓練や、地域の伝統行事として実施している側面もあることから、地域の実情や問題点を踏まえ見直しを検討する必要がある。
- ・夜警や水利点検など平常時の活動は、各消防部の管轄範囲に限定せず、分団の管轄地域で広く実施するなど、方面隊及び分団単位で見直す方策が有効である。
- ・夜警については、一回の活動時間を2時間としているが、活動時間の見直しを検討するなど、団員の平常時の活動の負担軽減を図る必要がある。

※消防団では、平成30年度から訓練日程や夜警時間を一部見直し、団員の負担軽減を図る動きが実体化している。

■ 関係団体との連携・協力

○消防団員の確保に向けた町内会と市のバックアップの強化、事業所の消防団活動への理解と協力の呼びかけが必要である。

- ・地域防災力を高めるためには、消防団、町内会（自主防災組織等を含む）、防災士会、常備消防、市は相互に連携を密にし、地域住民や防災関係機関が一体となって消防訓練や火災予防などの防災活動に取り組んでいく必要がある。
- ・消防団は、消防団活動の中に、町内会や自主防災組織との交流を組み込むなど、地域住民への消防団活動の理解を深めるための取組を推進する必要がある。
- ・市は、広報誌やホームページのほか、各種イベント等で広く消防団活動をPRするとともに、消防団員の勤務先への消防団活動の理解と協力を求める取組を積極的に支援する必要がある。
- ・町内会は、地域の防災訓練や会合等の機会を通じて、新入団員の勧誘を行うなど、団員確保に向けた取組を支援する必要がある。
- ・事業所は、消防団員の防災知識や消防技術を、自社の防災訓練や自衛消防に活用するとともに、勤務時間中における団員の火災覚知や災害現場への出動、消防訓練・行事への参加についても、積極的に支援・協力する必要がある。

消防団が検討した再編案

<消防団が再編案作成に取り組んだ背景及び経緯>

- ・一部の消防部では、団員数の減少に伴い、現行の人員体制では消防団が担う役割を十分に果たすことができない状況となっている。
- ・現行体制においては、222 消防部のうち、10 人以下の消防部が 29 消防部で、最少団員数は 4 人と少なく、火災が発生した際、消防車による消火活動の必要人員（消防ポンプ自動車：5 人、可搬ポンプ自動車：4 人）が集まらず、迅速な消火活動が困難な状況となっている。
- ・団員数が少ない消防部がある現状や、消防団適正配置検討委員会によるヒアリング等の結果報告を受けた消防団では、平成 30 年 12 月の正副団長会議において、10 年先の将来を見据え、引き続き消防団の機能を維持していくため、自ら「組織体制の見直し」と「将来活動拠点とする消防器具置場の選定」について検討を行うことを決定した。
- ・再編案の検討に当たっては、分団単位(53 分団)の管轄区域で各消防部の団員が検討した案を、正副団長が市全体の地域バランスを考慮して調整を行った。

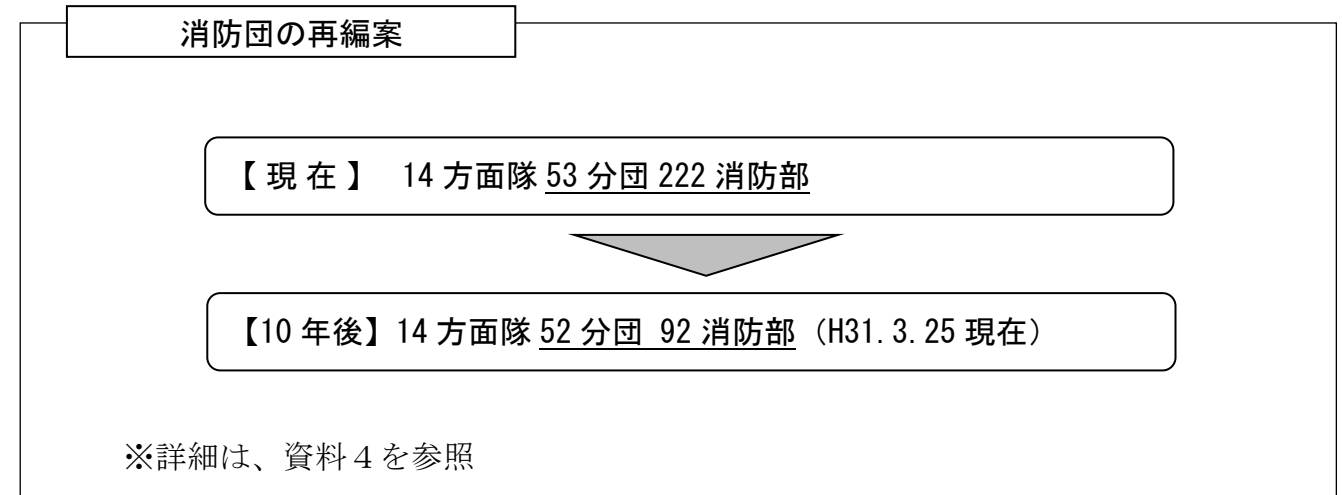
<消防団が再編案を検討した際の視点>

① 組織体制の見直し

- 10 年後も地域に必要な消防団員数が確保できるか
- 消防団の業務を果たせる体制となっているか
- 水害のおそれがある地域は、水防対応ができる体制となっているか
- 河川や沢などの地域特性を考慮した管轄区域となっているか

② 将来活動拠点とする消防器具置場の選定

- 10 年先の団員数や消防団活動を見据え、分団内で概ね 1~2 か所を選定
- 学校区単位で 1 か所設置するなど、地域バランスを考慮
- 消防団員が集まりやすい（幹線道路、消防団員の駐車スペース）
- 消防車両が出動しやすい（幹線道路、交差点、除雪の負担が少ない）
- 居住人口や戸数が多い箇所か（又は人口増が見込まれる）
- 活動拠点（消防器具置場）の数は適正か
- 団員の駐車場が確保できるか



◎ 今後の検討事項

- (1) 消防団の体制づくり
- (2) 消防器具置場や消防車両の取扱いについて
- (3) 訓練や行事の見直しについて
- (4) 消防団員の確保について

消防団が検討した再編案一覧 (R1.5.20)

分団名	活動拠点	消防部名	団員数 (H30.4.2)	再編後の団員数	班名	
第一分団	○	第一分団	25	25		
第二分団	○	第二分団	20	20		
第三分団	○	第三分団	26	26		
第四分団	○	第四分団	26	26		
新道	○	稲田	19	19		
	○	富岡	18	33		
	○	上島	15			
	○	鴨島	15	29		
	○	子安	14			
金谷	○	小滝	11	53		
	○	下馬場	12			
	○	灰塚	15			
	○	上中田	15	18		
	○	大貫	13			
	○	中ノ俣	5			
	○	飯	19			
諏訪	○	滝寺	15	45		
	○	下正善寺	11			
	○	米岡	15		27	
	○	鶴町	12			
和田	○	高森	8	18		
	○	上真砂	10			
	○	島田	14		31	
○	下箱井	17				
○	寺町	17	48			
○	石沢	15				
○	木島	16				
津有	○	大和	20	77		
	○	戸野目四ヶ所	20			
	○	四辻町	15			
	○	野田長面	12			
	○	北津	15			
	○	池部吉岡劔	15			
	○	野尻稲	15		74	
	○	新保五ヶ字	16			
	○	新町	13			
	○	富川五ヶ字	15			
春日	○	池部吉岡劔	15	24		
	○	土橋	14			
	○	藤新田	10			
	○	春日山町	17			
	○	春日	14		32	
	○	大豆	18			
	○	岩木	19			
三郷	○	新光明町	18	58		
	○	木田	27			
	○	西松野木	15		51	
	○	長者原	15			
	○	今池	15			
○	辰尾稲塚	13				
高士	○	稲谷上曾根下曾根	17	55		
	○	高和町劔元屋敷	19			
	○	高津東京田	15			
	○	飯田妙油	24			
直江津	○	森十北方	17	23		
	○	南方大口	14			
	○	市之町	11			
	○	港町	12			
有田	○	中央	10	25		
	○	駅南	15			
	○	五智	23		23	
	○	春日新田	21			
	○	佐内	6			38
○	福田	11				
○	三ツ橋	10				
○	小猿屋	19	29			
八千浦	○	安江	14	24		
	○	下門前	10			
	○	黒井	18		55	
	○	下荒浜	22			
○	遊光寺浜	15				
保倉	○	夷浜	22	41		
	○	西ヶ窪浜	19			
	○	駒林	19		61	
	○	小泉	23			
	○	上名柄	19			
	○	青野	17		53	
	○	上吉野	21			
○	五貫野	15				
○	横曾根	16	58			
○	上千原	24				
○	東中島	18				
谷浜・桑取	○	長浜	18	65		
	○	有間川	27			
	○	高住	20		21	
	○	西横山	9			
	○	土口	7			
○	大淵	5				

分団名	活動拠点	消防部名	団員数 (H30.4.2)	再編後の団員数	班名	
安塚	○	安塚	43	69	安塚 石橋 上方 牧野	
		松崎	11		坊金 細野	
		中川	15			
小黑	○	和田	31	48		
○	小黒	17				
菱里	○	豊坂	19	53		
		荻野	11			
		須川	12			
浦川原東	○	船倉	11	45		
		有島	27		27	
		月影	18		18	
		虫川	18			
浦川原西	○	中猪子田	16	71		
		小谷島	11			
		顕聖寺	30		55	
		横川	25			
長走	22					
大島第一	○	山印内	16	103		
		飯室	18			
		山本	15			
		第一	29			
		第二	18			
大島第二	○	第三	19	57		
		第四	22			
		第五	15			
牧南	○	第一	18	28		
		第二	19			
		第三	20			
		柳島	19		35	
高尾	9					
桜滝	11					
牧北	○	宇津俣	13	33		
		上牧	11			
		落田	9			
		山口	12		24	
小川	12					
切光	14					
柿崎	○	大月	10	39		
		柿崎第一	18			
		柿崎第二	9			
川西	○	七ヶ	12	35		
		直海浜	16			
		馬正面	19			
		三ツ屋浜	17			
下黒川	○	上下浜	18	29		
		下小野	14			
		高寺	15			
		百木	14		37	
		巴・下条	10			
上直海	13					
米山	○	黒川第一	15	39		
		黒川第二	13			
		上中山	11			
東大湯	○	鶴の浜	39	91		
		四ツ屋浜	20			
		湯町	32			
西大湯	○	土底浜	33	111		
		小船津	38			
		新堀	40			
南大湯	○	西	19	35		
		東	16			
頸城第一	○	第一	24	75		
		第二	26			
		第三	25			
		第四	35		103	
第五	35					
第六	33					
頸城第二	○	第七	41	58		
		第八	17			
源東田中	○	源	17	43	源 尾神	
		東田中	26			
		第一	23		50	
第二	27					
尾神	○	東	18	44		
		西	26			
中央	○	北	28	51		
		南	23			

分団名	活動拠点	消防部名	団員数 (H30.4.2)	再編後の団員数	班名	
中郷第一	○	南部	37	37	稲荷山 福崎 江口 片貝	
		市屋	13		37	
		松崎	13			
中郷第二	○	二本木	11	36		
		江端	15		36	
		金山	11			
		三旗	10			
		三ツ坂	13		34	
藤沢	14					
板倉第一	○	板橋	9	60	岡沢第一 岡沢第二 福田 針 関根 横町 吉増 南中島 熊川 山部 山越 米増 中之宮 釜塚 孤立	
		針第一	31			
		針第二	29			
		山部第一	15		46	
山部第二	31					
板倉第二	○	寺野	20	20	下・西久々野 上久々野 猿供養寺 高野 上長嶺 戸狩 田井 稲増 田屋 下沢田 宮島 別所 曾根田 関川 下筒方 上関田 達野	
		豊原第一	33		58	
		豊原第二	25			
清里第一	○	宮島第一	20	37		
		宮島第二	17			
		筒方	17		17	
		岡野町上稲塚	12			
荒牧	13	69				
菅原	4					
上深澤	9					
清里第二	○	上田島	9	60		
		平成弥生	22			
		馬屋	13		44	
		塩曾根	7			
		今曾根	14			
		南田中	7			
		武士	10			
		みらい	9			
		榑池第一	17		44	
		榑池第二	13			
榑池第三	14					
里公	○	第一	16	39		
		第四	23			
		第二	20		32	
		第三	12			
上杉	○	第一	17	55		
		第二	10			
		第三	9			
		第四	19			
美守	○	第一	15	33		
		第二	18			
		第三	17		32	
		第四	15			
名立北	○	機動部	18	64		
		第一	18			
		第二	12			
名立南	○	第三	16	47		
		第一	13		47	
		第二	20			
		第三	14			
		第四	18		63	
		第五	13			
		第六	8			
第七	24					

【凡例】
 ○：将来活動拠点とする消防器具置場
 □：設置場所を検討中

	現在	→	再編後	再編の内容
方面隊	14	→	14	変更なし
分団	53	→	52	▲1分団（谷浜分団と桑取分団の統合を希望）
消防部	222	→	92	▲130消防部

ガス水道局南部営業所及び中郷区営業所の移転・統合について

1 体制変更の概要

ガス水道局の目指す姿

- ①安全、安心な都市ガス・水道水の安定供給
- ②健全な経営
- ③施設・管路更新に必要な資金の確保

第2次中期経営計画の基本方針（計画期間：平成27年度～令和4年度）

- ①安全で安定した供給
- ②ガス販売の促進
- ③水道の将来需要に即した施設更新
- ④持続可能で機動的な事業経営

災害や事故への備え

- ①ガス水道施設の強靱化 … ガス水道施設の計画的な更新及び耐震化
- ②監視体制の強化、情報収集の迅速化 … 中央監視による情報の一元化、総合事務所との連携
- ③機動力の強化 … 一定規模の職員数の配置

具体的な対応策

- ①管路の耐震化 ⇒ 計画的に実施
(H30年度実績：ガス管路耐震化率99.9%、水道基幹管路耐震適合率35.0%)
- ②警報・制御設備の更新 ⇒ 市内の全供給区域のガス施設を一元管理
中郷区浄水場の電気計装設備を更新 } 平成30年度実施済み
- ③保安・監視体制の見直し ⇒ **南部営業所及び中郷区営業所の移転・統合**
集約先総合事務所である板倉区総合事務所へ事務所を移転し統合

2 体制変更後の窓口対応

(1)漏水やガス漏れ時の問い合わせ先

【現行】		【体制変更後】	
住所	問い合わせ先	住所	問い合わせ先
板倉区	南部営業所 (清里区総合事務所内)	板倉区	南部営業所 (板倉区総合事務所内)
清里区		清里区	
牧区		牧区	
中郷区	中郷区営業所 (中郷区総合事務所内)	中郷区	

(2)ガス・水道・下水道等料金のお支払い

従来どおり、総合事務所及び営業所の窓口で支払いいただけます。

3 変更時期 令和3年4月から ※令和2年度に予算計上し、同年度中に整備する予定。

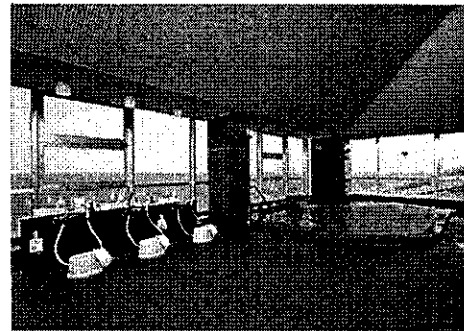
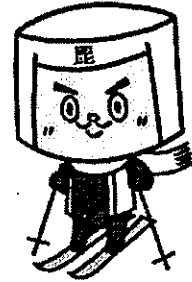
《参考》体制変更後の組織体制

【現行】			【体制変更後】		
名称	所在地	所管区域	名称	所在地	所管区域
本局	木田	合併前上越市、三和区、頸城区、名立区	本局	木田	合併前上越市、三和区、頸城区、名立区
東部営業所	浦川原区	安塚区、浦川原区、大島区	東部営業所	浦川原区	安塚区、浦川原区、大島区
北部営業所	柿崎区	柿崎区、大潟区、吉川区	北部営業所	柿崎区	柿崎区、大潟区、吉川区
南部営業所	清里区	板倉区、清里区、牧区	南部営業所	板倉区	板倉区、清里区、牧区、中郷区
中郷区営業所	中郷区	中郷区			

体制変更後の事務所所在地及び所管区域図



第1回 上越市が所有する温浴・宿泊施設等の有効活用に係るサウンディング型市場調査の実施要領



1 調査の目的

調査の目的は次のとおりです。

- 上越市では「公共施設の適正管理の推進」として、維持管理コストの削減のほか、機能が重複する施設の適正配置や民間譲渡を行うことで、施設総量の抑制と維持すべき施設の長寿命化に取り組んでいます。
 - その中でも、温浴・宿泊施設等のカテゴリーに該当する施設は、市町村合併に伴い多数の施設を所有しており、これら施設の有効活用策や方向性を検討し、実行することが喫緊の課題となっております。
 - そのためには具体策として、施設の収支状況の改善策や用途変更を含む有効活用策のほか、その実施手法や市場性の有無などを把握・整理することが必要であります。
 - そこで今回、民間事業者等の皆さんの経験やノウハウを活用し、様々な提案や意見をお聞きすることを目的に、「サウンディング型市場調査」を実施するものです。
 - なお、温浴・宿泊施設等を対象とする「サウンディング型市場調査」は、施設数が多いため、今年度において、全2回、実施する予定です。
- ※ サウンディング型市場調査とは、民間事業者等の皆さんから、「対話」を通じて施設の有効活用策のアイデアや市場性の有無について把握する調査のことです。

2 調査の対象施設

調査の対象施設は次のとおりです。各施設の概要等については、別紙資料をご覧ください。

なお、複数の対象施設への提案なども可能です。

【温浴・宿泊施設等】

No.	施設名（条例上の名称）	主な機能	管理形態	概要
1	キューピットバレイスキー場、 雪だるま温泉雪の湯 （安塚雪だるま高原） ほか	スキー場 キャンプ場 日帰り入浴 宿泊	三セク等 指定管理	別紙1
2	うみてらす名立	宿泊 日帰り入浴 飲食 プール	三セク等 指定管理	別紙2
3	大湯健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館	日帰り入浴 飲食 プール	三セク等 指定管理	別紙3
4	吉川ゆったりの郷	日帰り入浴 飲食	三セク等 指定管理	別紙4
5	柿崎マリンホテルハマナス	宿泊 日帰り入浴 飲食	三セク等 指定管理	別紙5
6	糸しんの里やすらぎ荘 （板倉保養センター）	宿泊 日帰り入浴 飲食	三セク等 指定管理	別紙6
7	三和ネイチャーリングホテル米本陣	宿泊 日帰り入浴 飲食	三セク等 指定管理	別紙7
8	くわどり湯ったり村 （リフレッシュビレッジ施設）	宿泊 日帰り入浴 飲食	三セク等 指定管理	別紙8

【休止中の施設等】

No.	施設名（条例上の名称）	主な機能	管理形態 （従前）	概要
9	山荘京ヶ岳 （清里農村体験宿泊休憩施設）	宿泊 日帰り入浴 飲食	休止中 （直営）	別紙9
10	浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ	日帰り入浴 飲食	休止中 （直営）	別紙10
11	大島あさひ荘	宿泊 日帰り入浴 飲食	休止中 （民間指定 管理）	別紙11
12	三和味の謎蔵、三和米と酒の謎蔵	飲食 博物館	休止中 （三セク等 指定管理 ・直営）	別紙12

3 調査の参加資格

調査の参加資格は次のとおりです。

- 参加者は、対象施設の有効活用に当たり、実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ、それら法人又は法人グループへの仲介事業者とし、現在、指定管理や業務委託により該当施設を管理運営している民間事業者や第三セクター等も含むものとし、
- ただし、次のいずれかに該当する場合は除くものとし、

- ① 上越市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの

4 調査のスケジュール

調査のスケジュールは次のとおりです。

1	実施要領の公表	6月17日（月）
2	事前説明会・現地見学会の申込期限	7月11日（木）
3	事前説明会 ※詳細はP.4～5を参照	7月16日（火）
4	現地見学会 ※詳細はP.5～6を参照	①個別見学会 7月18日（木）～26日（金） ②フリー見学会 7月17日（水）～26日（金）
5	市場調査の申込期限	8月2日（金）
6	実施日時及び場所等の通知	8月7日（水）～9日（金）
7	市場調査（対話）の実施	8月19（月）～30日（金）
8	実施結果概要の公表	9月予定

5 調査の内容

調査の内容は次のとおりです。

(1) 対象施設の有効活用策

分類	項目
基本事項	1 有効活用策 ① 利用促進策 集客のアイデア、イベントの提案 など ② 収支状況の改善策 売上の向上策、経費の縮減策 など ③ 施設・設備の改修・更新の方策 リニューアルやPFI活用の提案 など ④ 用途変更を含む活用策 (例) ホテルから合宿所、 日帰り入浴施設からデイサービスセンター など ⑤ 事業譲渡の意向 施設や一部事業の引受 など ⑥ その他 業務提携や連携の提案 など 2 有効活用を実施するに当たっての課題
任意事項	○ スケジュール ○ 資金計画 ○ 土地・建物の活用部分(全部・一部) ○ 土地・建物の所有形態(購入・賃貸) ○ 行政に求める支援・配慮事項 ○ 提案内容の背景・関連実績 ○ その他

(2) その他の提案

上記に限らず、その他の提案についても広く意見をお聞きます。

6 事前説明会及び現地見学会 ※申込方法

事前説明会及び現地見学会は次のとおりです。必要に応じてお申し込みください。

(1) 事前説明会

- ・ 日 時：7月16日(火) 午後2時から
- ・ 会 場：上越市春日謙信交流館
上越市春日山町3丁目1番60号
電話 025-521-2066

※ 遠方より参加される場合などで、別の日に施設の見学と併せて説明を希望される場合は、別途、相談させていただきます。

(2) 現地見学会

① 個別見学会

- ・ 市が主催する各施設の個別見学会を次のとおり開催します。
- ・ 当日は、簡単な質疑応答のみとし、詳細な質問等は、後日、一括して回答することとします。

【温浴・宿泊施設等】

No.	施設名	日時
1	キューピットバレイスキー場、 雪だるま温泉雪の湯 ほか	7月18日(木) 午前10時30分から
2	うみてらす名立	7月19日(金) 午前10時30分から
3	大湯健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館	7月22日(月) 午前10時30分から
4	吉川ゆったりの郷	7月25日(木) 午前10時30分から
5	柿崎マリンホテルハマナス	7月25日(木) 午後2時00分から
6	糸しんの里やすらぎ荘	7月22日(月) 午後2時00分から
7	三和ネイチャーリングホテル米本陣	7月26日(金) 午前10時30分から
8	くわどり湯ったり村	7月26日(金) 午後2時00分から

【休止中の施設等】

No.	施設名	日時
9	山荘京ヶ岳	7月24日(水) 午前10時30分から
10	浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ	7月23日(火) 午前10時30分から
11	大島あさひ荘	7月23日(火) 午後2時00分から
12	三和味の謎蔵、三和米と酒の謎蔵	7月24日(水) 午後2時00分から

② フリー見学会

7月17日(水)～26日(金) ※各施設の休館日は除く。

- ・ 希望する日時にフリーで施設を見学することができます。
- ・ 見学には、市から配布される証明書が必要となります。
- ・ 見学希望者は、予め見学を希望する日時を市に連絡してください。
- ・ 施設の雰囲気を見学することを目的としておりますので、施設や設備、備品などの詳細確認、施設管理者への質疑応答はできません。
- ・ 客室やお風呂の見学については、お客様に配慮してください。

(3) エントリー方法 (事前説明会、個別見学会、フリー見学会)

参加希望者は、次のとおり電子メールでお申し込みください。

- ・ 宛 先：shisetsu-keiei@city.joetsu.lg.jp
- ・ 件 名：参加申込み (法人等名称)
- ・ 記載事項：①参加区分 (事前説明会、個別見学会、フリー見学会)
②区分ごとの参加人数、③担当者氏名、④法人等の所在地、
⑤法人等の電話番号、⑥希望施設名を記載してください。
- ・ 申込期限：7月11日(木)

7 市場調査 (対話) ※申込方法

市場調査は次のとおりです。

(1) 実施概要

- ・ 期 日：8月19日(月)～30日(金) ※土日は除く
- ・ 時間・場所：別途、市から連絡します。
- ・ 所要時間：30～60分程度 / 1施設 1法人当たり
- ・ 資料提出：必要に応じ提出してください。必須ではありません。

(2) エントリー方法

参加希望者は、次のとおり電子メールでお申し込みください。

- ・ 宛 先：shisetsu-keiei@city.joetsu.lg.jp
- ・ 件 名：参加申込み (法人等名称)
- ・ 添付資料：エントリーシートに必要事項を記載し添付してください。
- ・ 申込期限：8月2日(金)

8 結果の公表

- 調査 (対話) の結果は、市ホームページで概要を公表します。
- 公表内容については、事前に参加者に確認する予定です。
- 参加者の名称や企業ノウハウに関する内容は公表しません。

9 調査の留意事項

調査の留意事項は次のとおりです。

(1) 参加者及び対話内容の取扱い

サウンディング型市場調査への参加実績は、今後、実施を予定する事業者の公募等における評価の対象とはなりません。

また、対話の内容は、今後の検討における参考とさせていただくものであり、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら事業化などを約束するものではないことをご理解ください。

(2) 費用負担

サウンディング型市場調査への参加や資料作成に要する費用は、参加者の負担となります。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

10 その他

第2回のサウンディング型市場調査は、次の施設を対象とし、10月以降に実施を予定しております。

この中で、第1回の対象施設に係る有効活用策等の提案（対話）をいただくことも可能です。

No.	施設名（条例上の名称）	主な機能	管理形態
1	市民いこいの家	日帰り入浴	民間 指定管理
2	上越リゾートセンターくるみ家族園	日帰り入浴 飲食	民間 指定管理
3	ろばた館	日帰り入浴 飲食	三セク等 業務委託
4	牧湯の里深山荘	宿泊 日帰り入浴 飲食	民間 指定管理
5	吉川スカイトピア遊ランド	宿泊 日帰り入浴 飲食	三セク等 指定管理
6	糸しんの里記念館	博物館 集会室	三セク等 指定管理
7	ヨーデル金谷 (リフレッシュビレッジ施設)	飲食	三セク等 指定管理

11 問合せ先

調査について、ご不明な点などがございましたら、下記担当までお問い合わせください。

また、各施設の詳細について質問等がございましたら、各施設概要に記載の連絡先までお問い合わせください。

【問合せ先】

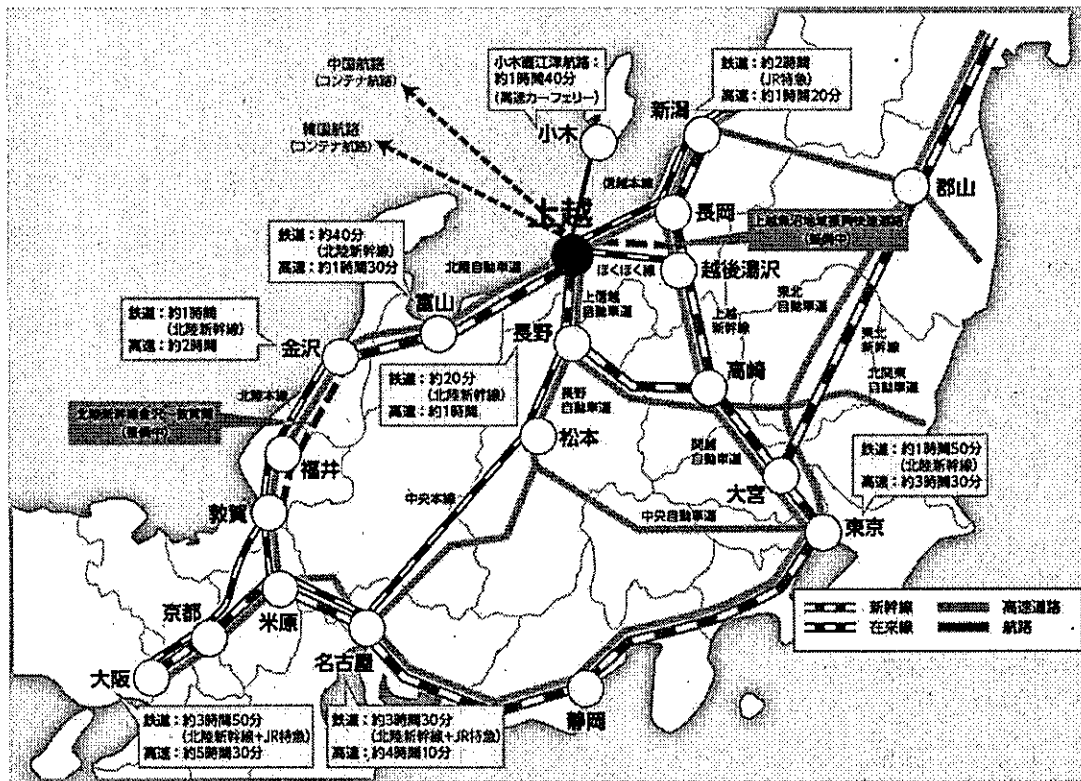
上越市 産業観光交流部 施設経営管理室 担当：小関、竹下

住所：〒943-8601 新潟県上越市木田一丁目1番3号

電話：025-526-5111（内線：1315）

メール：shisetsu-keiei@city.joetsu.lg.jp

◆ 上越市アクセスマップ



新潟県上越市